

0. オリエンテーション

韓国現代社会の理解——歴史的観点から——
脱植民地化、分断→権威主義体制→民主化

・論点

①植民地支配からの解放と分断国家の樹立

朝鮮解放（1945.8.15）

大韓民国樹立（1948.8.15）、李承晩大統領就任

②朝鮮戦争と権威主義体制の成立

朝鮮戦争（1950.6.25～53.7.22）

4月革命（1960.4.19）

5・16軍事クーデター（1961.5.16）→朴正熙大統領就任（1963.12.17）

朴正熙大統領暗殺（1979.10.26）

粛軍クーデター（1979.12.12）→光州民主化運動（1980.5.18）→全斗煥大統領就任（1980.8.27）

6月抗争（1987.6.10）→民主化宣言（1987.6.29）

③過去清算

「過去事法」の成立

正式名称「真実・和解のための過去事整理基本法」2005.5.3国会通過、5.31公布（法律第7542号）、12.1施行予定

目的（第1条）：人権蹂躪、暴力・虐殺・疑問死事件の調査による真実糾明

過去清算の射程

①国家暴力と人権侵害に対する真相糾明

②責任者と国家機構に対する司法的処罰

③被害者に対する経済的補償と名誉回復

④軍・警察など権威主義抑圧機構の解体あるいは民主化

⑤権力の恣意的行使を抑制できる法的・制度的装置の整備

1. 朝鮮解放と分割占領

(1) 分断占領の決定

a) 朝鮮独立問題をめぐる連合国の論議

カイロ宣言（1943.12.1 発表）←カイロ会談（11.23-27。米英中）

対日無条件降伏要求。降伏後の領土規定⁽¹⁾→朝鮮は「やがて」（in due course）独立

テヘラン会談（1943.11.28-12.1。米英ソ）でローズベルトは連合国による朝鮮信託統治⁽²⁾提案→スターリン、反対せず

↓

朝鮮の独立回復は認めたものの、国際的共同管理＝信託統治を経てという方針で口頭合意のみ。具体的な実施方法・期間などは未確定、曖昧

*朝鮮人の独立への期待に反する＝当事者の意向を無視

*ヤルタ会談（1945.2.4～11）

b) 38度線の設定

1945.8.10～11 SWNCC⁽³⁾←ソ連の参戦（8.9）＝満州・北部朝鮮に進撃

米ソ両軍の朝鮮占領地域確定（わずか30分の討論）

北緯38度線：ソウルを米の占領下、朝鮮半島をほぼ2分（これとセットの形で日本本土は米、サハリン・千島はソ連占領を構想）

↓

ソ連に通告（8.14。連合国最高司令官一般命令第1号案として）→ソ連、承諾（8.15）

*日本本土の分断は回避＝間接統治、日本政府を通じて（ドイツとの違い）

*朝鮮半島は分断

（北）間接統治…1946.2.8 北朝鮮臨時人民委員会成立

（南）直接統治…米軍による軍政⁽⁴⁾

(2) 自主建国の動き

a) 建国準備委員会の設立（8.15）

呂運亨・遠藤柳作（政務総監）会談（8.15）→総督府から事実上、行政権移譲

↓

(1) その他、満州・台湾の中国返還、日本が第1次大戦後に獲得した太平洋島嶼の剥奪（ミクロネシア [180度経線以西、赤道以北] の大部分＝マリアナ諸島 [サイパン島、テニアン島など]、カロリン諸島 [パラオ諸島、トラック諸島、ボナペ島など]、マーシャル諸島など）。

(2) 信託統治 (Trusteeship) = 国連が行政を信託、実質上、統治国に領土を譲渡。自治・独立への進歩を促進。国連憲章第76条「統治領の住民の政治上、経済上、教育上の前進をうながし、各領地とその人民の特殊環境や、該人民の自由に表明された願望に適合する自治ないし独立の方向へと、かれらの進歩的發展をうながす」。

(3) State-War-Navy Coordinating Committee (国務・陸軍・海軍3省調整委員会)。

(4) 戦争や内乱に際し、占領地、戒厳地で直接、軍隊が政治を行うこと。

委員長：呂運亨、副委員長：安在鴻

政府樹立までの過渡的準備機関。民族主義左派・社会主義勢力網羅、ただし宋鎮禹系（民族主義右派）は不参加

安在鴻、ラジオ放送「国内・海外の3千万同胞に告ぐ」

*当面の政策発表（治安維持、食糧の確保と通過・物価の安定、政治犯釈放、親日派・在朝日本人問題）→政治権力が朝鮮人側に移ったと印象づける

↓

朝鮮民族の権力機関として建準誕生。同日、政治犯釈放（1万6000名）

各地に自発的に支部結成（8月末までに145⁽¹⁾）、38度以北にも

b) 朝鮮人民共和国の成立

建準、全国人民代表大会召集（9.6。ソウル、1300名）⁽²⁾→人共樹立宣言

閣僚名簿発表（9.8）、建準解消、各地の支部は人民委員会へ改編

米軍の占領迫る→これと折衝する「政府」必要との認識

↓

9.8 米軍上陸→10.10 アーノルド軍政長官、人共否認声明→弾圧、米軍政と対立

(3) 米ソの朝鮮占領

a) ソ連軍の北部占領

ソ連の対日参戦＝ヤルタ協定（1945.2.11）の秘密事項でソ連の対日参戦決定

宣戦布告（1945.8.8。戦闘開始は8.9）：満州の関東軍粉砕計画→朝鮮北東部を占領して停戦（8.20）→8月末までに朝鮮北部のほぼ全域に進駐、日本軍を武装解除

第25軍司令部設置（8.26）→ソ連軍民政部設置（9月下旬）

金日成の帰国（9.19。元山港）＝「満州派」⁽³⁾→共和国の中核へ

ピラミッド型の人民委員会体制の確立（北朝鮮5道人民委員会連絡会議 1945.10.8～10）

面人民委 $\xrightarrow{\text{選挙}}$ 郡・市人民委 $\xrightarrow{\text{選挙}}$ 道人民委

*行政の円滑な推進をめざす。しかし北朝鮮独自の恒常機関として整備されると南北統一に障害

平壤市民大会（1945.10.14）：初めて大衆の前に姿を現す。「金日成将軍歓迎大会」として熱狂的に市民参加→金日成の評価を高める

北朝鮮臨時人民委員会の成立（1946.2.8、委員長：金日成）＝金日成政権の誕生→北朝鮮人民委員会成立（1947.2.22）

(1) 当時、全国に市・郡 247。

(2) 9.7 米軍上陸予定（実際は 9.8）。

(3) 満州で抗日パルチザン闘争→1941 ソ連に脱出（200 余名中 60 名朝鮮人。崔庸健、金策、金日成ら）。ソ連対日参戦直前に「朝鮮工作団」責任者。

朝鮮共産党北朝鮮分局創設 (1945.10.13) ⁽¹⁾→金日成、党第 1 書記就任 (12.17) →北朝鮮共産党に改称 (1946.5 末～ 6 初)

「民主基地」論：北朝鮮を全朝鮮変革の「民主基地」＝先改革・後統一→北朝鮮独自の中央組織に向かう

↓

北朝鮮労働党成立 (1946.8.28)：金科奉委員長、金日成副委員長

*北朝鮮共産党 (26 万 6 千) + 朝鮮新民党⁽²⁾ (9 万)

*左派勢力の実質的統一＝単一 (排他的) 指導体制構築

b) アメリカ軍の南部占領

米太平洋陸軍 (USAFAPAC) 第 24 軍団 (司令官・ホッジ中将) 沖縄出發 (9.4)

第一陣仁川到着 (9.8。予定より 1 日遅れ) →ソウル進駐、降伏文書署名 (9.9)

軍政庁設置 (9.12)、アーノルド少将、軍政長官就任

旧総督府の日本人・朝鮮人職員を (幹部をのぞき) ほぼそのまま任用→朝鮮人の反発、やむを得ない場合を除き日本人をはずす、警察など親日派登用

	[占領軍]	[軍政庁]		[各局]
連合軍最高司令官	— 司令官 —	軍政長官	— 政務總監 —	各局長
(マッカーサー)	(ホッジ)	(アーノルド)	↓	
				のち民政長官

11.10 までに 38 度線以南占領完了 (1945.10 現在、7 万～ 8 万 4 千人) →各地で人民委員会と対立

(4) 朝鮮信託統治問題

a) モスクワ 3 国外相会議 (1945.12.16～ 27。米・英・ソ) ⁽³⁾

未決の戦後処理問題討議→第 4 議題：朝鮮独立問題

コミュニケ発表 (12.27) = モスクワ協定

米ソ共同委員会構成→朝鮮の民主主義的諸政党や社会諸団体と協議して政府樹立を提案

↓

(1) 朝鮮共産党再建 (9.8、ソウル)。

(2) 46.2.16 独立同盟を改編、北朝鮮共産党と歩調を合わす。広範な中間層を左派に結集ねらう (南では白南雲中心の京城特別委を 6.26 南朝鮮新民党中央委に改編)。

(3) モスクワ三国外相会議の議題：①旧枢軸国 (イタリア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、フィンランド) との平和条約作成の方式、②日本の条約上の義務を実施させるための政策・基準作成 (ワシントンに極東委員会 [最高司令官の政策再検討]、東京に対日理事会 [最高司令官諮問機関] 設置)、③朝鮮問題、④国民政府支持、米ソの華北・満州からの撤退、⑤ルーマニア、ブルガリアの親ソ政権承認。多数政党の存在、各党派の閣内参加を条件に、⑥国連原子力監理委員会の設置を勧告。

(民主主義) 臨時朝鮮政府創設→共同委と信託統治に関し協議

↓

信託統治 (5年) 米英中ソ

↓

独立

米：信託統治を経て親米的な国家として独立

ソ：すみやかな独立をめざすが、ソ連に友好的に。朝鮮民衆の反発に当惑

b) 朝鮮国内勢力の反応

賛託…朝共、左派勢力 (朝共は当初反対、46.1 賛託へ)

反託…保守派・右派、親日勢力→「愛国者」装う

反託運動の主導権は右派が掌握…当初は金九ら「臨政」グループ中心

本来、米軍政とも対立するはずだが、米は弾圧せず放置、むしろ扇動→反ソ・反共運動に利用

(5) 分断の危機

a) 米ソ共同委員会

第1次米ソ共同委員会⁽¹⁾ (1946.3.20 ~ 5.6)

臨時政府樹立のための協議対象団体をめぐる米ソの対立

↓

決裂、無期休会 (5.6)

1947.3
トルーマン=
ドクトリン発表⁽³⁾
(冷戦の開始)

左右合作運動 (46.5 末 ~ 10) → 失敗。左派に亀裂

左翼への弾圧強化 → 9月ゼネスト、10月抗争

——リーダーは北に拠点を移す (朴憲永、46年秋に越北)

南朝鮮労働党結成⁽²⁾ (46.11.23)

——地下組織を南に残したまま。左翼大衆組織は壊滅的打撃

単独政権樹立への動き…南朝鮮過渡立法議院選挙 (46.10)

——李承晩は 46.12 渡米、単独政府樹立の支持働きかけ

第2次米ソ共同委員会 (1947.5.21 ~ 9.17) → 水掛け論の再燃。7.10 協議中断

b) 国連での朝鮮独立問題

アメリカ、ソ連に国連事務局へ朝鮮独立問題提訴を通告 (9.17) : モスクワ協定に基づく統一朝鮮の樹立を断念 = 国連での数的優位を頼んだ強引な行為

国連、朝鮮独立問題を議題に含める決定 (一般委員会 : 9.21。総会 : 9.23)

(1) モスクワ協定第2項 : 臨時朝鮮政府の創設を助ける、朝鮮の諸政党・団体と協議。

(2) 新民党 + 共産党に人民党反主流派合流。北朝鮮労働党は 1946.8.28 結成。

(3) トルーマン = ドクトリン : ギリシア、トルコの共産化を阻止 = 共産主義の勢力拡大を抑制するため、アメリカの力を用いる決意表明。

国連臨時朝鮮委員会（UNTCOK）⁽¹⁾設置（1947.11.14）、1948.3.31 までに政府樹立のための代議員選挙実施

UNTCOK 代表、ソウルに到着（1948.1.8）、金日成北朝鮮人民委委員長は 38 度線以北立ち入り拒否（1.9）

↓

中間委員会、米国案採択（2.26）：UNTCOK に「立ち入り可能な限りの地域」（＝南朝鮮）での選挙実施、監視を求める

UNTCOK、中間委の決定をきわどく承認（3.12）＝賛成 4、反対 2、棄権 2

*南朝鮮での単独選挙とその監視が国連の正式決定となる

c)南朝鮮単独選挙の強行

分断反対闘争の展開（1948）：2 月ゼネスト⁽²⁾、済州島 4・3 事件→本土にも飛び火（麗順事件、10.20）⁽³⁾→智異山パルチザンへ、南北協商⁽⁴⁾

5・10 単独選挙⁽⁵⁾実施← 5.8 全国的なゼネスト（単選ボイコット訴え）⁽⁶⁾

投票率 90.8 %（右翼団体・警察による動員、強制駆り出し）、済州島 2 選挙区を除く 198 名が当選

*右翼が多数（大韓独立促成国民会⁽⁷⁾ 53、韓民党 29、青年団 20、大韓労総など諸団体 11、無所属 85）

↓

UNTCOK、選挙は成功と発表

制憲国会（1948.5.31 開会）

(1)United Nations Temporary Commission on Korea。構成国は、オーストラリア、カナダ、中国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリアの 8 カ国（ウクライナは不参加）。

(2)南労党を中心に単選阻止闘争、30 万人参加、警察との衝突で 100 余名死亡。

(3)4・3 鎮圧のため出動予定の麗水駐屯第 14 連隊で兵士が反乱、順天でも。

(4)平壤で全朝鮮政党社会団体代表者連席会議（4.19～23）、金九・金奎植ら出席南北共同声明書（4.30）で米ソ両軍の即時撤退要求、外国軍撤退後に統一政府樹立、南朝鮮単独選挙の結果を認めず。

(5)国会議員選挙法公布（3.18）。21 歳以上に選挙権、25 歳以上に被選挙権。200 選挙区 200 名の国会議員。

(6)5.8～10 に 57 カ所投票所襲撃、サボタージュ、スト→警察官 7 名、公務員 5 名死亡。

(7)1946.2.8 結成、李承晩系。

※済州 4・3 事件

(1) 前史——解放後・済州島の政治状況

建準済州島支部 (45.9.10) →済州島人民委員会 (9.23)

植民地期の民族解放運動勢力を中核、強力な自治機関として民衆の圧倒的 support

47年初めの時点まで米軍政と直接的な抗争が発生せず、強力な組織を維持

(2) 経過

① 3・1 節発砲事件から武装蜂起まで (1947.3.1 ~ 1948.4.2)

3・1 節 28 周年記念式典 (47.3.1) : 統一された自主独立国家の樹立を主張

済州島の島大会には 3 万名参加、終了後の街頭デモ隊に警察が発砲し、6 名が死亡、8 名が重傷

ゼネスト (3.10) : 済州道党主導、166 団体、4 万 1211 名参加

朝鮮半島本土から応援警察隊、西北青年団など→1 ヶ月間に 500 余名逮捕

テロ、拷問→多数の島民が漢拏山中や島外 (日本など) に脱出

済州道党では強硬路線を主張する若手活動家が主導権掌握→新村会議 (1949.2 末) で武装蜂起の方針=組織防衛、単選・単政反対を目的

② 武装蜂起と 5・10 選挙 (1948.4.3 ~ 5.10)

済州道党武装隊 350 名、警察支署、右翼青年団の宿舎などを襲撃 (48.4.3)

米軍政、応援警察隊増派、国防警備隊に出動命令

5・10 選挙をボイコット、3 選挙区中 2 選挙区で投票率 50%未満で無効

③ 初期武力衝突期 (1948.5.11 ~ 10.10)

警察、国防警備隊大幅増強→成果上がらず

鎮圧作戦は大韓民国政府 (48.8.15 成立) に継承

武装隊総責・金達三ら 6 名が済州島を脱出、南朝鮮人民代表者大会 (海州、8.21 ~ 26) に出席、金達三が済州島での闘争の成果を報告→5 名が済州道人民代表として朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議代議員に選出

④ 住民集団犠牲期 (1948.10.11 ~ 49.3.1)

宋堯讚第 9 連隊長、中山間地域の通行禁止、違反者銃殺を布告

麗順事件 (48.10.19 ~ 27) =本土に波及

李承晩大統領、済州島一円に戒厳令宣布 (48.11.17)

「焦土化作戦」=武装隊の根拠地遮断、住民から孤立、集中的な殺戮、民間人にも大量の犠牲者

⑤ 事態平定期 (1949.3.2 ~ 1950.6.24)

済州道地区戦闘司令部設置 (1949.3.2)、武力鎮圧と宣撫活動を併用

「山狩り」を行う一方で、下山、投降を促す

国会議員再選挙 (49.5.10) 実施

武装隊総責・李徳九射殺（49.6.7）→武装隊壊滅、組織的な抗争は事実上終結

⑥事件終結期（1950.6.25～1954.9.21）

朝鮮戦争勃発（1950.6.25）→要視察者、国民保導連盟⁽¹⁾加入者、入山者家族などが予備検束、殺害

4・3事件による収監者2500名もほとんどが即決処分⁽²⁾

合計で3000余名が殺害

対遊撃戦特殊部隊投入（1953.1）、武装隊残余勢力掃討

漢拏山禁足地域全面開放（54.9.21）

武装隊最後の生存者・呉元權逮捕（57.4）

(3)被害状況

犠牲者数：2万5000～3万名と推定

子ども・高齢者が10%以上、焦土化作戦の時期に集中（80%）

80%以上が討伐隊による被害者

被害村落300余カ所、家屋2万余戸・4万余棟

焦土化作戦で中山間地域の95%以上の村に火災

各種産業部門は大打撃、人口の28.8%が失業状態（49.5）、島民の生活は破綻

済州共同体社会に深刻な亀裂、4・3の記憶＝レッドコンプレックス、虚無主義の蔓延

(1) 国家保安法にもとづき 49.6 設立、戦時期の時局対応全鮮思想報国連盟をモデル、左翼活動前歴者を強制加入。49 年末に 30 万人以上。朝鮮戦争勃発直後の 50.6.28～8.31 に水原以南の地域で大多数が拘束、即決処分。

(2) 韓国政府・軍は開戦直後の南下後退過程で、服役中の左翼活動家が朝鮮人民軍に解放されることをおそれ、京畿道平澤以南の刑務所で収監者を集団的に銃殺。

2. 分断国家の樹立と朝鮮戦争

(1) 大韓民国政府の成立

a) 制憲国会開設 (1948.5.31)

国号を「大韓民国」と決定 (7.10)

大韓民国憲法制定 (7.12) : 大統領制→憲法・政府組織法公布 (7.17)

——全朝鮮半島を領土 (実効支配は 38 度線以南、以北は共産主義集団が不法占拠)

初代大統領に李承晩選出 (国会間接選挙 180/196、7.20 → 7.24 就任式) → 初代内閣成立 (8.4)

↓

b) 大韓民国政府樹立宣布式 (8.15) …ホッジ司令官、米軍政廃止宣言

アメリカの力を背景とした脆弱な反共政府、支持基盤は少数政治勢力 (大地主・資本家・親日派など)

c) 朝鮮民主主義人民共和国成立 (1948.9.9)、首相：金日成

d) 国連総会決議 195 (III) の採択 (1948.12.12)

① 大韓民国政府は合法的

② UNTCOK が観察した選挙で樹立

③ 朝鮮半島における唯一のこの種の政府) と宣言

* 国連が大韓民国政府を合法化→分断国家を積極的につくり出す役割

(2) 李承晩政権下の反共政策

a) 麗順事件 (1948.10.20 ~ 27) : 第 14 連隊の反乱、4・3 事件が本土に飛び火

b) 国家保安法公布 (12.1) …共産主義勢力弾圧のため

植民地時代の治安維持法に範

政府を僭称、変乱を惹起する目的での結社・集団組織

「首魁」・幹部：無期懲役→〔49.12.19 改正〕死刑または無期懲役

指導的任務：1 ~ 10 年の懲役・禁錮→死刑、無期懲役または 10 年以上懲役

加入者：3 年以下の懲役→10 年以下懲役

目的遂行の行為を行った者：3 年以上の懲役

* 北朝鮮を「反国家団体」と規定、一切の接触を禁じる→南北分断固定化

* 北朝鮮支持者ほか反米・反政府活動も処罰。1949 年だけで 11 万 8621 人検挙

c) 「反民族行為処罰法」 (反民法) 公布⁽¹⁾ (1948.9.22 法律第 3 号) → 国会に反民特委 (反民族行為特別調査委員会) 構成 (10.12、10 名)、親日派処罰に着手

(1) 国権被奪に積極的に協力した者は死刑または無期懲役、日帝から爵位を受けたり帝国議会議員になった者は 5 年~無期懲役、独立活動家およびその家族を殺傷・迫害した者は無期懲役または 5 年以下の懲役、直間接に日帝に協力した者は 5 年以下の懲役や財産没収。

国会フラクション事件（1949.5～8月中旬）、6・6事件（警察の襲撃）で打撃→十分な成果を収められず

(3) 朝鮮戦争

a) 北朝鮮の開戦決意

アメリカ、中国革命への不介入宣言（1950.1）←中華人民共和国成立（49.10.1）

国務長官アチソン演説（1950.1.12）：アジアの防衛線から韓国を「除外」⁽¹⁾

中国共産党の勝利が決定的な契機（1949.5、南京占領）⁽²⁾→スターリン、毛沢東、開戦を支持（50.4～5）

*ソ連・中国・北朝鮮は、アメリカの介入はないと判断

b) 戦争の経過

①第1段階：開戦・人民軍の進撃

開戦＝北朝鮮進攻開始（1950.6.25 未明）→朝鮮人民軍、ソウル占領（6.28）→大田占領（7.20）

韓国政府、釜山を臨時首都（8.18）→9月初め、人民軍が慶尚南北道の一部を残す全国土を占領後、膠着状態へ

アメリカの対応：トルーマン大統領、国連安全保障理事会開催を要求（6.25）

—安保理、ソ連欠席⁽³⁾のまま、北朝鮮の行為を「平和の破壊」と断定、北緯38度線までの撤退を要求する停戦決議（安保理決議82）採択→トルーマン、安保理決議を援助するため米空海軍出動を命令（6.27）⁽⁴⁾

↓人民軍、ソウル占領（6.28）

トルーマン、米地上軍（＝日本占領軍）の出動命令⁽⁵⁾（6.30）＝アメリカ、朝鮮戦争に全面介入→警察予備隊創設指示（7.8）

安保理、国連軍の結成決議（7.7 安保理決議84。最高司令官マッカーサー、16カ国）
—韓国軍の指揮権を国連軍司令官（＝米軍司令官）に委譲（7.14）→東京に司令部設置（7.25）

②第2段階：国連軍の反攻

仁川上陸作戦＝国連軍、兵員5万人、艦船230隻の奇襲作戦（9.15）。人民軍の補給路を絶つ

↓

ソウル奪還（9.26）→北緯38度線を越え（10.9）、平壤占領（10.20）

(1)ソ・中・北朝鮮は、韓国を攻撃してもアメリカは介入しないと判断？

(2)49.3の金日成・朴憲永の訪ソ段階では武力統一についてほとんど言及せず。

(3)中国代表権問題をめぐって、中華人民共和国と蒋介石政府の交替を主張（米・英反対）。1月よりボイコット。

(4)あわせて台湾海峡中立化宣言、第7艦隊出動。

(5)マッカーサー、日本政府に警察予備隊創設指示（7.8）。

——李承晩は「北進統一」主張。38 度線回復の安保理決議に反するが、国連総会で事実上、北進追認（10.7）

中国の対応：国連軍が 38 度線を突破すれば軍事介入すると警告（10.1）←朝鮮人民軍との強い一体感

——国連軍、鴨緑江沿岸まで進撃（10 月下旬）→李承晩、平壤で演説（10.27）

③第 3 段階：中国の参戦

中国人民志願軍の参戦（10.25）⁽¹⁾ = 朝鮮半島を舞台とした米中戦争へ

北側、ソウル奪回（1951.1.4 = 1・4 後退）→ 37 度線到達（1.7）

国連軍の再反撃開始（1.25）→ソウル回復（3.14）→ 38 度線を越える（3.24）→鉄原など占領（6.11）

——以後、38 度線付近で戦局は一進一退

ソ連、国連に休戦提起（6.23）

国連軍司令部の戦争拡大論とアメリカ政府の反対論の対立

マッカーサー、満州に原爆投下を主張

——イギリスの強硬な反対、ソ連の戦争介入憂慮でトルーマン反対

↓

マッカーサー国連軍総司令官解任（1951.4.11）

④第 4 段階：停戦

休戦会談（開城）：予備会談（1951.7.8）→本会談（7.10）

軍事境界線の設定、監視機関の構成、捕虜交換など討議——李承晩は強硬な反対
軍事境界は「接触線」（1951.10.31 妥結）

↓

休戦協定（1953.7.27。板門店）

署名後 3 カ月以内に朝鮮半島の将来の問題を協議する政治会議開催

↓

ジュネーヴ会議開催（1954.4.26）→決裂

c) 結果

①膨大な人的被害

死者・行方不明者・難民：南北朝鮮で約 400 万人 = 北朝鮮 272 万人、韓国 133 万人
（南より北の被害が甚大←米軍の無差別空爆）。中国軍 90 万人、米軍 3 万 3629 人

離散家族：1000 万人

(1) 毛沢東、反対意見を押し切る。「抗美援朝」…アメリカとの対決は不可避。10.19 朝鮮に入る。

とくに最近、民間人虐殺の実態暴露 100 万人?⁽¹⁾

開戦直後、要視察者、国民保導連盟⁽²⁾加入者、服役中の左翼活動家を集団銃殺

居昌良民虐殺事件 (51.2) : 慶尚南道居昌郡神院面一帯で、住民とパルチザンの内通を疑った韓国軍部隊が住民 663 名虐殺。国会で事件が暴露 (51.3.29)、軍法会議は責任者らに懲役刑を宣告したものの、のちに大統領特赦で全員釈放→居昌特別法 (1996.1.5)

老斤里事件 (50.7.26) : 退却中の米軍が住民 300 名を銃殺。遺族らは 1997.8、国家に対し損害賠償を請求したが棄却。1999 年 AP 通信のスクープ報道が契機となりアメリカ政府は真相調査を実施→クリントン大統領が遺憾の意を表明 (2001.3) →老斤里事件特別法 (2004.3.5)

②民族分断の固定化、南北両政権独裁化の決定的契機

韓国：反共意識の定着→独裁政権の存在を許容

「権威主義政権」⁽³⁾：自由選挙という制度的装置を許容、実質的には選挙は自由な競争の機会ではない

「釜山政治波動」⁽⁴⁾ (1952.5) を契機に成立

北朝鮮：朝鮮戦争の廃墟、国際的包囲網の中からの再建→独自の社会主義体制 (遊撃隊国家)

③東西冷戦激化の契機

④対日講和条約・日米安全保障条約・日本の再軍備と高度成長

日本の再軍備＝警察予備隊の創設 (1950.8.10。75,000 人)

日本占領軍 (米 4 個師団) が朝鮮に出動、米空軍機は板付などから爆撃

海上保安庁 (旧海軍掃海部隊) の機雷掃海部隊が元山沖掃海作戦に動員 (「17 番目の参戦国」)

↓

サンフランシスコ講和条約 (単独講和) ・日米安全保障条約 (1951.9.8)

特需景気＝米軍への物資・サービスの調達：不況への「神風」

※戦争の後方支援・補給基地。朝鮮の悲劇が戦後日本の発展の出発点 (→高度成長)。北

(1)警察庁過去真相糾明委員会・中間報告 (2006.9.13) : 公式記録のみで民間人 17,716 名が手続なく処刑、うち国民保導連盟員 3,593 名。殺害の主体は軍・警察。

(2)左翼活動の前歴があると見なされた人物は、国家保安法にもとづき「教化」と「転向」を目的につくられた「国民保導連盟」 (1949.6 設立) という組織に強制加入、監視。植民地期の時局対応全鮮思想報国連盟を模倣。加入者数は 30 万人以上 (49 末)。開戦直後 (6.28 ~ 8.31)、韓国軍・警察・右翼団体が拘束、即決処分。

(3)権威に対する服従を土台。

(4)大統領直選制導入の改憲案を国会否決→臨時首都・釜山一円に戒厳令、反対議員を暴力組織が脅迫、憲兵隊連行→「抜粋改憲案」を再提出、警官隊を議場に入れて通過 (52.7.4)

朝鮮の敵視＝分断への加担

※麗水順天事件（麗順事件）

(1)背景

第4連隊（光州）の1大隊を基礎とし現地募集した人員を加え、麗水に800余名で第14連隊創設（1948.5.4）、左翼系青年が警察の弾圧を避けるため志願

当時の警察は国防警備隊を自らの配下部隊と蔑視する傾向があり、一方、国防警備隊は警察が大部分親日警察出身と軽視し、互いに反目

(2)経過

麗水駐屯第14連隊に済州島へ出動命令→池昌洙ら南労党細胞所属の下士官グループ、出動に反対して反乱、警察に反発する地域農民出身の一般兵士同調（10.19）

反乱軍は結集した左翼勢力とともに20日未明各官公庁と主要機関を掌握。麗水人民委員会樹立、親日派・警察・右翼青年団処断、人民大会を開き共和国支持・土地改革実施・反動的法令廃止を決議

順天に進出した反乱軍部隊、順天の守備部隊が合流、人民委員会樹立（10.20）、全南東部地域にも拡大

光州で鎮圧軍編成、10個大隊動員（10.21）→23日順天奪還

国務会議、戒厳令を議決、大統領令第13号として公布（10.25）⁽¹⁾

麗水制圧（10.27）→反乱軍1000名は智異山パルチザンへ（49年冬まで）

(3)被害状況

鎮圧作戦の過程で左翼への協力を理由に民間人虐殺、犠牲者は数千名

死者2600名以上、行方不明825名、重軽傷者約1500名、5000戸以上が完全に破壊、被害額37億ウォン（11.1まで）

1931名が軍事裁判（11.4～11.25）、691名が死刑宣告

智異山一帯でも民間人虐殺

朝鮮戦争勃発後は保導連盟員を集団虐殺（大部分が麗順事件関係者）、刑務所収監者も集団虐殺

(4)影響＝反李承晩勢力に対する攻勢強化

①軍の粛清

軍内部の南労党フラクション一掃を名目に（4749名、全将兵の5%）、実際には反李承晩系の弾圧

反共イデオロギーで武装、右翼青年団員が大挙入隊

南労党フラクションで活動していた朴正熙は同僚の情報を米軍、軍情報当局に伝え、生き残る

②1ヵ月半後に国家保安法制定（48.12.1）

③中学校以上の各級学校に学徒護国団を創設（1949.9）

(1) 当時は戒厳法まだ制定されず。

※反民特委（反民族行為特別調査委員会）

(1) 「親日派」処罰問題

南朝鮮過度立法議院（1947.6 成立）：選挙法で親日派の公民権制限、「民族反逆者、附日協力者、謀利奸商輩に関する特別法」制定（1947.7）→親日派を庇護する米軍政は承認を拒否

憲法第 101 条に反民族行為処罰の特別法制定を規定、しかし親日派官僚・警察が李承晩政権の支持基盤

(2) 反民特委の構成

国会に反民族行為処罰法基礎特別委員会構成決定（1948.8.5）

「反民族行為処罰法」（反民法）公布⁽¹⁾（1948.9.22 法律第 3 号）→反民特委構成（10.12、10 名）

「反民族行為特別調査機関組織法」「反民族行為特別裁判所付属機関組織法」国会通過、反民法一部改正（11.25）→特別裁判所裁判官、検査官、反民特別委道調査部責任者を選出

朴興植⁽²⁾逮捕（1949.1.8）＝本格的な活動開始

李キョン⁽³⁾の裁判を開始（1949.3.28）

(3) 親日派・右翼勢力の妨害工作

a) 警察幹部、反民特委強硬派らの暗殺計画（1948.10 月下旬）→事前発覚

李承晩の牽制：反民特委は三権分立原則に違反、安保状況悪化の折、警察を動揺させてはならない→以後、一貫して非協力、妨害

b) 国会フラクション事件（1949.5～8 中旬）

制憲国会で、反民法制定・反民特委構成に積極的役割、米軍撤退・南北協商を主導した副議長金若水ら同成会所属の「少壮派」議員中、第 2 国会閉会直後の 1949 年 5 月 18 日、李文源・李龜水・崔泰奎 3 議員が国家保安法違反疑惑で拘束、その後 3 次にわたって議員 13 名を 3 次にわたって検挙

理由は、南労働党中央委員の李三赫（別名・河西福）と接触、国会内で南労党フラクション活動、対南政治工作隊による 7 原則の実現を謀議

1 審判決（1950.3.14）で懲役 3～10 年の実刑宣告、被告は控訴→2 審係留中に朝鮮戦争勃発、西大門刑務所収監中は渦中に越北

* 金九暗殺（1949.6.29）→協商派に打撃

(1) 国権被奪に積極的に協力した者は死刑または無期懲役、日帝から爵位を受けたり帝国議会議員になった者は 5 年～無期懲役、独立活動家およびその家族を殺傷・迫害した者は無期懲役または 5 年以下の懲役、直間接に日帝に協力した者は 5 年以下の懲役や財産没収。

(2) 植民地期、和信百貨店経営、全国的流通網形成。朝鮮飛行機株式会社設立、日本から多額の金融支援。

(3) 高宗のいとこの息子、貴族院議員、子爵。

c)6・6 事件

反民特委内に「アカ」がいるとの理由で、警察が襲撃、逮捕→反民特委、事実上瓦解、反民法の公訴時効は 8.31 に

(4) 結果

総取扱い件数 682 件（逮捕 305、未逮捕 173、自首 61）→送検 559 件中、起訴 221 件
→公訴時効まで裁判終結 38 件→実刑判決 7 件、執行猶予つき有罪 5 件、実刑判決者も直ちに釈放

3. 軍事政権の時代

(1) 4・19 革命と第 2 共和国

a) 4・19 革命 (1960)

大統領選挙 (3.15) : 4 選目指す李承晩の対立候補・趙炳玉 (民主党旧派⁽¹⁾) 急死で、焦点は副大統領選挙へ (李起鵬⁽²⁾ [自由党] vs 張勉⁽³⁾ [民主党新派])

不正選挙に抗議し馬山で学生⁽⁴⁾・市民の抗議デモ、警察の発砲で 7 名死亡、多数の行方不明者→そのうちの高校生が死体で発見 (4.11)、デモ高揚

高麗大学生デモ (4.18) : 暴力団の妨害、1 名死亡、50 余名が負傷

翌 19 日に憤激したソウルの学生・市民が 10 万名以上のデモ→戒厳令、警察発砲、流血事態→即日全国へ波及、死者 186 名 (うちソウル 100 名以上)、負傷者 6026 名

25 大学教授 400 余名が死亡学生の慰霊、検挙学生釈放を要求してデモ (4.25) →李承晩退陣 (4.26)、アメリカ亡命 (5.29)

b) 第 2 共和国

憲法改正 (1960.6.15) : 議院内閣制＝第 2 共和国

民主党政権 (張勉内閣、尹潽善大統領) は内紛で脆弱⁽⁵⁾、革新勢力の伸張⁽⁶⁾、経済の悪化⁽⁷⁾→政情不安

国会で居昌虐殺事件、済州 4・3 事件など調査

(2) 朴正熙政権の光と影

a) 5・16 クーデター (1961)

朴正熙⁽⁸⁾ら若手将校中心にクーデター、ソウル中心部、主要機関占拠

軍事革命委員会が革命公約発表、戒厳令布告

尹潽善大統領はクーデター承認、張勉首相は軍事革命委員会に政権を移譲して辞任

背景：韓国軍、アメリカが育成した近代組織、軍上層部は李承晩政権と癒着、腐敗→権力から疎外された朴正熙らの不満、政情不安解消、革新勢力の伸張阻止を目的

軍事革命委員会→国家再建最高会議 (1961.5.19)、三権掌握、政党・社会团体解散、

(1) 1955.9 反李承晩勢力の「保守大同」。旧派＝旧韓民党、旧民国党など地主勢力。新派＝官僚出身者など。

(2) 1956 年の副大統領選挙で敗北。息子を李承晩の養子に。

(3) 1956 年、副大統領当選。

(4) 高校：19 校・7,819 人 (1945) → 640 校・273,000 人 (1960) = 学生数 35 倍。大学：31 校 (1945) → 62 校 (1960)、学生数 4 倍。

(5) 派閥間の確執、半年間に 3 度の全面改閣。

(6) 学生、教員組合、労働組合、旧進歩党系 (保守大同に参加せず)。金日成の南北連邦制提起 (1960.8.15) で統一論議本格化。

(7) アメリカの援助物資に依存。

(8) 新京軍官学校をへて日本の陸軍士官学校卒業、関東軍中尉。解放後、帰国し、1946 年朝鮮警備士官学校卒業、大尉に任官。1960 年当時、第 2 軍副司令官。陸軍少尉。

言論統制

特殊犯罪処罰に関する特別法（1961.6）：革新勢力、過去清算の動きも弾圧
韓国中央情報部設置（1961.6）：諜報活動、政治工作

b) 第3共和国

新憲法（1962.12）：大統領中心制、議院内閣制否定

民主共和党結成（1963.9）→朴正熙、大統領就任（1963.10）＝民政移行、第3共和国
強大な軍部・官僚群（テクノクラート）を擁する権威主義国家→独裁政権のもとで純経済的な観点から開発政策推進（経済企画院）

c) 輸出指向工業化

ベトナム戦争への派兵でアメリカから、日韓条約で日本から外資導入（1965）⁽¹⁾
安価で豊富な労働力で繊維、雑貨など軽工業中心に発展
60年代後半に目覚ましい経済成長、GNP成長率年平均10%

d) 維新体制

1971年大統領選挙⁽²⁾で金大中善戦⁽³⁾←輸出指向経済の矛盾激化（劣悪な労働条件、都市問題、インフレ）、学生のデモ・労働争議（全泰壹事件、1970.11）

10月維新＝戒厳布告第1号（1972.10）：国会解散、政党・政治活動禁止、大学閉鎖

維新憲法制定：大統領は統一主体国民会議が選出⁽⁴⁾→朴正熙の大統領就任とともに公布（1972.12）＝第4共和国（維新体制）

国会議員選挙（1973.2）では全219議席中、与党・民主共和党73（39%）、新民党52
→統一主体国民会議が1/3選出＝73議席が与党→146議席の絶対多数

民主主義の暗黒期：金大中拉致事件（73.8）→反独裁・反政府運動高揚→緊急措置1号・2号（74.1）で改憲に関わる議論禁止⁽⁵⁾→人革党・民青学連事件（74.4）⁽⁶⁾

漢江の奇跡：重化学工業化（製鉄、自動車）、輸出100億ドル達成（1977）

都市化、とくにソウルに集中、一方で地域格差（慶尚道優遇、全羅道は冷遇）

(1) 「もはや無効」＝不十分な植民地支配の清算。1966～72：外資40億ドル導入、うち米1/2、日1/4。

(2) 1969年改憲、大統領3選禁止条項撤廃。

(3) 新民党（1967保守野党統合）から出馬。95万票差、ソウルでは得票率58%（朴正熙39%）。

(4) 野党から立候補できず、議員2359名中、2357票獲得。

(5) 維新憲法に反対すれば令状なく拘束。非常軍法会議で15年以下の懲役。

(6) 「全国民主青年学生総連盟」（民青学連）なる学生運動指導組織が、実態の曖昧な「人民革命党」の操縦を受け政府転覆を計画したという理由で、1000名以上を連行、うち180名を軍法会議に回付。大法院は75年4月8日、人民革命党系とされた8名の死刑判決を確定、翌日処刑。その他の被疑者も無期懲役、懲役15～20年の重刑（懲役20年の日本人2名を含む）。大統領特別措置（75.2.15）で大部分は釈放。

e) 朴正熙体制の終焉

1970年代末、高度経済成長のひずみ→インフレ⁽¹⁾、財閥寡占体制、貿易赤字⁽²⁾
在野運動の復活、野党・新民党の躍進⁽³⁾（1978）、YH貿易事件（1979.8）⁽⁴⁾
釜馬事態（1979.10.16～20）：金泳三弾圧⁽⁵⁾に反発して反政府デモ→軍隊出動
反政府運動への意見対立から側近・金載圭（中央情報部長官）が朴正熙を射殺
（1979.10.26）

(1) 1987年イラン革命で石油生産中断（第2次オイルショック）。

(2) 輸出増大にともない設備・原材料輸入も増加。

(3) 61議席（得票率32.8%）獲得、与党・共和党68議席（31.7%）。

(4) 女子労働者170余名が新民党本部で座り込み。警察の排除で1名死亡。

(5) 1979新民党総裁、労働運動と結びつき、国会で除名決議、政界追放・逮捕をもくろむ。

4. 光州民主化運動と6月民主抗争

(1) ソウルの春

最高権力者の突然の死→民主化への期待、「ソウルの春」

殺害の翌日、崔圭夏総理が大統領権限代行⁽¹⁾、済州島を除く全国に非常戒厳令⁽²⁾
(1979.10.27)

軍部では鄭昇和参謀総長（戒厳司令官兼任）ら軍上層部（維新体制からの離脱模索）と、全斗煥保安司令官（合同捜査本部長兼任）ら中堅のハナ会（新軍部）勢力⁽³⁾（維新体制の継続）が対立

12・12 肅軍クーデター：新軍部勢力は鄭昇和を内乱幫助、朴正熙殺害関与の容疑で逮捕→軍の主導権を掌握

金大中ほか反朴正熙勢力の 687 名復権（1980.2.29）

4 月中旬、労働争議、学生運動（学園民主化、軍事教練反対）の拡大

大規模な学生デモ（5.13～5.15）：ソウルでは 14 日に 5 万人、15 日に 10 万人

5・17 クーデター：非常戒厳令を全国に拡大、すべての政治活動を禁止し、国会強制解散、大学封鎖、言論の事前検閲、金大中ら逮捕

→民主化運動は沈黙

↓

(2) 光州民主化運動

5 月 18 日朝、全南大学を封鎖した空挺部隊⁽⁴⁾と抗議する数百人の学生が衝突→光州駅前から道庁に向かってデモ行進、機動隊と衝突→午後、空挺部隊が強硬弾圧、学生 400 名以上連行、80 名負傷→過剰な暴力に市民激怒

5 月 19 日、市民主体の 2 万人デモ、空挺部隊と衝突

以後、市民・学生は武装し、市街戦展開→5 月 21 日、軍は郊外に後退→光州は解放区、しかし軍によって完全封鎖、市民は一体となって協力、自治共同体形成

5 月 23 日以降、連日市民集会開催

「市民收拾対策委員会」が組織、軍との交渉＝武装解除の条件として、連行者の釈放、過剰鎮圧認定、死亡者への補償要求→軍との妥協をめぐる、穏健派と強硬派に分裂

5 月 25 日、強硬派を中心に新執行部構成

5 月 26 日、第 5 次集会で徹底抗戦決議、250 名が道庁に立てこもる

5 月 27 日早朝、空挺部隊が一斉攻撃→道庁占拠

(1) 1979.12.21 大統領就任。

(2) 戒厳令は治安維持のため、憲法の一部効力を停止して軍事権を発動。大統領権限であるため、大統領不在状況＝超憲法的措置での「非常」戒厳令。

(3) 1962 年、全斗煥・盧泰愚・鄭鎬溶など慶尚道出身の陸軍士官学校 11 期生を中心につくられた軍部内の私的グループ。維新体制下では朴正熙大統領の庇護のもとに、軍の中堅幹部職を独占した。

(4) 空輸部隊。パラシュート、ヘリコプター、輸送機などで、空輸落下し、戦略上の要地を奇襲占領する特殊部隊。

死者 166 名、負傷者 4782 名、行方不明者 406 名

全斗煥政権は金大中など「不純分子」に唆された内乱陰謀と宣伝→徐々に真相伝わり、80 年代民主化運動の原動力

(3) 6 月民主抗争

全斗煥、大統領就任 (1980.9)

憲法改正 (1980.10) = 第 5 共和国、大統領は選挙人団による間接選挙、任期 7 年

新憲法のもとで全斗煥大統領再任 (1981.3)

金大中死刑宣告 (1981.1)、即日無期懲役に減刑→海外亡命

社会運動弾圧

三清教育隊⁽¹⁾：社会悪一掃を名目に、暴力団・娼婦とともに民主化運動関係者など 6 万人連行 (1980.8 ~ 1981.1) →三清教育隊で 4 万名が「人間改造」を名目とする過酷な訓練、虐待、54 名死亡

緑化事業 (1982.9 ~ 84.11)：国家保安司令部が学生運動関連者の思想改造計画→強圧的な思想教育・拷問、学生運動関連者の不法連行・捜査、官製秘密組織による工作強要 (1100 名強制徴兵、256 名が教育)

言論統制：反政府的言論人解雇→新軍部と言論機関の癒着、172 定期刊行物廃刊、マスコミの統廃合

1983 年ごろより社会運動復活、学生・労働・教育・文化・言論各分野・階層で組織化
80 年代半ばより民主勢力、大統領直選制改憲要求

4・13 護憲措置 (1987)：全斗煥、現行憲法維持表明→盧泰愚への政権引継ぎもくろむ

反対運動活発化→国民大会 (6.10)：ソウル大生拷問死⁽²⁾への抗議、改憲要求、22 市 24 万人参加

以後、連日集会・デモ→全国へ拡大、大規模化

民主憲法争取国民平和大行進 (6.26)、34 都市・4 郡で 100 万人以上

↓

盧泰愚、民主化宣言 (6.29)、要求全面受け入れ⁽³⁾：直接制改憲、拘束者釈放、言論自由保障、地方自治制、大学自律化、民主化運動家の赦免・復権

改憲 (10.27) = 第 6 共和国

(1) 5・17 クーデターによる非常戒厳全国拡大直後、国家保衛非常対策委員会 (国保委) が社会浄化策の一環として軍部隊内に設置した機関。

(2) 朴鍾哲の死 (87.1)。警察は当初、ショック死と発表。検死医の暴露証言などで発覚。

(3) 翌 88 年にソウル・オリンピックを控え、強硬弾圧回避。